

みなし決議に関する評議員会議事要旨

- 1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (1) 役員（理事・監事）の退任及び選任について
 - (2) 評議員の退任及び選任について
 - (3) 上記提案による評議員会の決議があったものとみなされる日は、令和7年4月1日とする。
- 2 1の事項を提案した者の氏名
理事長 近藤 誠一
- 3 評議員会の決議があったものとみなされた日
令和7年4月1日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の規定及び定款第18条の2の規定により、評議員会の決議があったものとみなす。

公益財団法人東京都交響楽団

議事録作成者

代表理事 近藤 誠一